

青森県環境影響評価条例施行規則の一部改正に係る新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

		改正案					現行	
別表第一(第四条、第五条関係)								
十五 表第十五号 条例別	六 十四 (略)	イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり	又 出力が二万キロワ ット以上である発電 設備の新設を伴う太 陽電池発電所の変更 の工事の事業	五 条例別表 第五号に掲 げる事業の 種類	一 四 (略)	事業の 種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件
							イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり	イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり
別表第一(第四条、第五条関係)								
十五 表第十五号 条例別	六 十四 (略)	イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり	(新設)	五 条例別表 第五号に掲 げる事業の 種類	一 四 (略)	事業の 種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件
							イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり	イ 工場又は事業場の 設置の事業(一時間 の事業又は事業場の設置 の事業(一時間当たり

十六 十九 (略)	業の種類 に掲げる事	
	(略)	<p>ロ 工場又は事業場の規模の変更の事業(一時間当たりの最大の排出ガス量が二十万立方メートル以上又は一日当たりの平均的な排出水の量が一万立方メートル以上増加するものに限る。)</p>
(略)	(略)	<p>ロ 工場又は事業場の規模の変更の事業(一時間当たりの最大の排出ガス量が二十万立方メートル以上又は一日当たりの平均的な排出水の量が一万立方メートル以上増加するものに限る。)</p>

十六 十九 (略)	業の種類 に掲げる事	
	(略)	<p>ロ 工場又は事業場の規模の変更の事業(一時間当たりの最大の排出ガス量が二十万立方メートル以上又は一日当たりの平均的な排出水の量が一万立方メートル以上増加するものに限る。)</p>
(略)	(略)	<p>ロ 工場又は事業場の規模の変更の事業(一時間当たりの最大の排出ガス量が二十万立方メートル以上又は一日当たりの平均的な排出水の量が一万立方メートル以上増加するものに限る。)</p>

別表第二（第三十八条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない 修正の要件
一〇十五（略）	（略）	（略）
十六 別表第一の五の項のり又は又該當する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十七〇二十	（略）	（略）
二十一 別表第一の十五の項のイ又はロに該當する対象事業	一時間当たりの最大の排出ガス量又は一日当たりの平均的な排水の量	一時間当たりの最大の排出ガス量又は一日当たりの平均的な排水の量が二十パーセント以上増加しないこと。
二十二〇二十五	（略）	（略）

別表第三（第四十九条関係）

別表第二（第三十八条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない 修正の要件
一〇十五（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
十六〇十九	（略）	（略）
二十 別表第一の十五の項のイ又はロに該當する対象事業	一時間当たりの最大の排出ガス量又は一日当たりの平均的な排水の量	一時間当たりの最大の排出ガス量又は一日当たりの平均的な排水の量が二十パーセント以上増加しないこと。
二十一〇二十四	（略）	（略）

別表第三（第四十九条関係）

二十三 ～ 二十六	二十二 別表第一の十五の項のイ又はロに該当する対象事業	十七 ～ 二十一	十六 別表第一の五の項のロ又は又次に該当する対象事業	一 ～ 十五 (略)	対象事業の区分
(略)	(略)	(略)	発電設備の位置 対象事業実施区域の位置	(略)	事業の諸元
(略)	(略)	(略)	発電設備が百メートル以上移動しないこと。	(略)	手続を経ることを要しない変更の要件
二十二 ～ 二十五	二十一 別表第一の十五の項のイ又はロに該当する対象事業	十六 ～ 二十	(新設)	一 ～ 十五 (略)	対象事業の区分
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	事業の諸元
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	手続を経ることを要しない変更の要件